百人一首夕話

九

宮内庁書陵部

百人一首名誉抄巻之九

目録

前大僧正慈圓　歌譯
叡山坊とうたひ杜と号話
慈円為家卿の出家と止めらるる話
壺の名のこの話
入道前大政大臣　歌譯
公経公西園寺建立の話
權中納言定家　歌譯
定家卿初の名光季と申し話
俊成卿の歌よろしく定家の勘ずる所許さるる話
定家卿漢学弓馬の諸藝の話
定家卿殿上にて雅経卿と論の話
柿の本栗の中の話
人丸一河の癖の歌の話
和山の荘の話

定家髪明静と号す事
百人一首の内明月記よりの事
明月記題号の話
定家猫を愛せし話
阿佛尼鎌倉より下らる事
後二位家隆 歌聖
家隆と寂蓮の婿たる話
家隆の歌仙亡室體なる事
家隆塚の話
後鳥羽院 御製譜
高倉院御譲位の話
義経黄瑞出行頼朝と對面の事
小倉山荘の話
宇津宮弥三郎入道の話
定家の家處々よりの事
右家の話
右世の明の話
一代の詠歌六万首にのぼる事
天王寺にて七首の歌を流せる事
子息隆祐の話
頼朝州より岳へ起す事
木曽義仲筑磨川合戦の話

平家安徳帝を奉して西國へ落る事
範頼義経義仲を討話
静子舞所の話
源平上皇刀剣をとらせ給事
上皇白拍子亀菊を寵給事
鎌倉の大軍上洛の話
上皇と鳥羽殿へ御幸の事
遠所歌合の話
北条時頼上皇の祠を鶴岡へ建る話
順徳院 御製譜
佐渡の國へ遷幸の話
土御門院土佐へ阿波へ遷幸の事
静と野へ捕られる事
義経伊勢へ下る話
強盗文野八郎の話
上皇鎌倉を亡さんと謀る事
宇治勢多合戦の話
上皇隠岐國へ遷幸の話
上皇隠岐にて崩御の話
小直瀬の社の話
土御門院遠國へ遷幸の事
中山にて大雪に逢せ給事

土御門院の若宮八幡宮の神慮よりく市即位の事

愚管鈔に曰座主
前大僧正又還補建
暦二年正月宣命
五十八 治一年に
公家法印に叙せ
又辞退 同年十月
南京の衆徒清水
寺争論のゆえ
仍て辞退前大僧
正慈円 再還補同
三年十月宣命 五
十九 治一年 建保二年
六月十日又辞退

前大僧正慈円

行末はけぬくるまの氏よ
みてうれしうるはるる
ちとせの初

千載集雑中に題しらず我が門松とは
山の異名のやうなれば叡山の開祖傳教大師
堂建立の時材木を伐て松ましけの
阿耨多羅三藐三菩提の仏ありけり

[illegible]ものなれば今日
愚僧が本をきりて入れば其根しりて山の名人けりすれば
ようところうてはく鷲山を我三根しよめしあのごとし
三菩提の佛とは無上正遍智にて
[illegible]佛しるしるく其佛たち仏
因うえ[illegible]ぬ[illegible]力を加へられ
なんぢ鷲山は中堂を建立する我[illegible]
三藐三菩提とさしやはたつてもつてみせし
教のこころは德もなき愚僧が[illegible]
世の中の万民の[illegible]
民の[illegible]
載集は法印[illegible]千載集は文治[illegible]

也は其頃は法[illegible]
[illegible]建久二年[illegible]
[illegible]記録[illegible]

前大僧正慈圓の話

法性寺入道前関白太政大臣忠通公の御子なり延暦寺の座主覺快
法親王の弟子なりしく初の名は道快といひ養和元年十一月
慈圓と改めれり慈鎮とりは諡号にて嘉禎二年二月八日
[illegible]号は[illegible]吉小和尚[illegible]
なりしとやされ[illegible]西行の曰く密教とはかひたなり和歌
とは[illegible]ひたなり和歌とは[illegible]密教の奥旨は[illegible]
[illegible]と深く感んせんとはば[illegible]院の作は慈円僧正の歌
大抵西行の風体[illegible]の上手[illegible]

白氏文集に杜敬
あり。又は朝文粹
みも杜秀才俱と
詩の一体ふり今
と杜はしく
くのふあ〳〵古
れ〳〵百〳〵
無〳〵は
さまくして。
かの水を抜
蔵と称の
は雲本
とくく
て。ぞいと
無
しくる
く代雲
かと

是はさ
けちれ
秀あり。
遊ぶ絵
よくいは
ふ古今
集の俳
諧体
ならふ
い〳〵
さま似さう
非あるの
うして。又
異彩の
一種
ふり

めしけるときさま所好ありてのいまてねしき恵円ハ故こ天台の
座主になりてしかとも又こ辞退せりしかとも墨管ねよしと建暦
二年ようね四度座主となりしかとも其後しきりに辞退せしかり
暦の比南都の衆徒と清水ちゝ争論のありしかとも故に辞退せら
れしかとも又ねんしうはそねの院の御時柿本栗本にて歌よみの座とくちて
おゝせなりつゝ柿本の方ハ是常の歌よみにそこれと有座の名
ありしかとも其有心座の方ハ京極左慈鎮和尚以下其時代に秀逸
の者ゝ歌人たちと人無心座ハ光親て宗行て泰覚法眼なるの名
ありしかとも小野の宮の和歌所にて左とおゝせ
たりつゝ集をよみ大ぜいあつまりて風雅
より慈鎮和尚

らはりつゝんなりしのなりふりにしかのまにしかや左のよりつせ
しりつゝ所よりくそのひんさの方へ勝れれそこんなりつゝ宗
行て

人なりしかのまゝ耳に伝さまの方風
しかくかゝりとおもしれうはるね上皇此贈答をさせなりいてそ
心座の宗行の慈恵に対しくく耳にあ也とてうなりしきさ
しくく勅諚あるくく笑をせたまりて和歌所の松を上皇ゝ隠岐
しあさせたまりしかしねよ隠岐へうりせなりひてもまれ所
へしして遠所より沙汰と賜せたまて
いしくの者ゝ左ひりる松をくもなりうり
さ所しくむされくねはさのれはくなくれはくうと家てうにに
叶和歌の道不堪能なりれを祖父俊成又定家の所継者して

此道不堪ゑて世のうきをしのびて出家せんとおもひ立
日吉社へ御こもりまゐりてら其つゐでに慈鎮和尚のもと
まゐりて所存のおもむき仰の通くはしくこまゐりて慈鎮和尚の
しはいをうけてそせたまふよせ五家よりはじめられ
いやさ是非の足ゆきしてハ行ゐ先出家をこひ
誓言をかゝゐのこのゆせるきよりやられをお家てこの
をしゐようく出家をもろひて五日の間に千首の歌をよ
さてよゐをて又の定家をよせやられ也は先立春の歌十首をん
立春の歌かしこのやうにおもひよりきやられく千首なりこん
をりく歌ねをもの二ふ系法をもんすてをりかて家除
てもんせゐ也りたくこれをまくにを仰くかてれをこれより
つよく歌道ますく進る道の宗匠と又祖のあ仰やうく

真言ゐる金く慈鎮和尚の教訓ゐるものと又奈良の一條院の御つ
主ハ慈鎮の御弟なりこの八月十五日の暮ゐ中門をたてすこしたゐる
折しも御力者あまた御座ゐ掃除しるゐ傍輩もいまゐをひら
慈円坊の歌よゐをたまんをひあつ仰ゐ仰ゐ盟日慈鎮の
御りく状を進せられ様ハ恐也ゐるやうなゐ又心底残すこと
をもゐハす和尚ハ今一山の貫首ゐて三千の衆徒の棟梁ゐおり
ませは真言止観の両宗ゐ仰ゐ鑽仰もせ也興行もをこゐ
ちゐ日夜歌をのゐよみたまひく風月の戯をもくにうひたまふる
釋門の義も背きゐく凡俗の作ゐをせられたまふる勿体なく
仰御宮のめしにひひ奴系去めゐ夜の月ゐ仰く御身の上のゐ
やしの法仕をひまして天下のゐのいひさゐゐと推量仰ゐ兵向ハ
ま道ゐ御ゐ仰ゐ教訓ゐををゐれハ

慈鎮陸奥へ遣るよろこび入[illegible]

皆人のひとのゝせハいかゝよもれゆゝせあまゝすの[illegible]

[illegible]

[illegible]

節度使従四位上仁部省卿兼按察使鎮守将軍藤原恵美朝臣
朝獦修造す天平宝字六年十一月一日始めて出羽の柵を鎮
のよりおく秋二月

[illegible]

[illegible]

又西の[illegible]

[illegible]

故惠鎮和尚八幡河院の嘉禄元年九月廿五日七十一歳にて入滅
[illegible]

西園寺公経公員懐
元年八月太政大臣
任せ[illegible]

入道前太政大臣

花さそふあらしの庭の
ゆきなれば
我身なりけり

新勅撰集雑部に落花を詠じ侍りける歌の意
梢の花をさそふ嵐の庭の雪
ふるとは花のゆきなりけり

車の者ども。国俗の
考ふ紀ふ乃世く淫。
皇国の者ふふふ。
各ふふふふふふ所
あり。西国ふ及。
ふふふふふの国ふふて
亜史ふふふふふ
車の者ふふふ
ふふふふふふ。ふふの
ふふふふの者ふ
なふふふふ
ぐふ

入道前太政大臣の話

西園寺公経公のもし坊城内大臣実宗公の二男にして母は前中納言基家卿のむすめし公経公嘉禄年中に北山に西園寺を建立せり世人号して殿と称せり後世も家の称号にかなり給芥抄に曰く衣笠園の良太政大臣公経の家は北山殿と号す又相國寺の供養記に曰一条のおほきゐ殿公経北山の山荘を結構して西園寺と称せり額を光明峯寺殿かせさせ給ふ供奉の殿上人は菅原為長草せられ又坊鏡よりもおきゐ殿公経ろのくしを反えたまふ北山の御堂は多宝塔なり西園寺は伯三位資長の領なり尾張國松枝しるしは八田島なりてひろく八田舎めきたりと更にしく艶なる国なり

山のたすまのまろ池のころ中ゆるるる海をたゝ嶺ろ為

他のひきも実なるこゝろをせ除きとゝろのさま

なりや堂は西園寺なるの如来まろよ妙なる浄土身もかくやと

こゝろ所なりなせたまふ又せんゝや院は薬師如来院は地蔵

菩薩そおはす池のほとりよ妙音堂浄のりゝは不動尊ゝ石動は津の

より生身の明王の護堂ちまくさゝはゆゝくおゝしゝりゝ又石

橋の上ろ五大堂成就心院より八愛染土のまろ秘法ろおこなはせ

ら又法水院化水院母量光院ゝやゝて来迎のりゝさ弥陀如来せ

の菩薩虚空小河ゝなまる市すも作めて北の寝殿ろおゝろ

仏ゝまめゝる山のゝきゐ木もいとゝまるゝ山ゝきほのゝ

ゝゝなゝゝ名ゝすゝて公経のおゝ

山さくらとも人ゐるうんこぬせのさかをんやあのこと
又中務内侍日記ニハ弘安八年七月五日北山殿ニ行啓所幸もなり
十九日妙音堂の所作なりしあまたの大地まく帝の仏事なるも
ゑいくあうみてしらとうとうと又玉葉集ニ琵琶の道つきくいとう
ものかりけるわすれんなめ妙音堂へまゐりて雪ふる
ゆうべ
ゆうりれそ
青しくもやよ道人なをやむもうれなさそう雪のあ
入道前太政大臣
又太平記ニ康安二年三月十三日西園寺の旧宅へ還幸なる　これハ后妃
遊宴のしぎり先皇臨幸の地なれハ楼閣玉殿ちりとぢめく容殿雲
うひえ丹青とうせう妙音堂殿を展ゐ法水院とうこれの
文ようくく考ふるの荘厳ひやくく此古跡ハ今の北山の鹿苑
寺なり寺ハ今京極小山口ニ遷しやる弥陀堂地蔵の像等今

小ニ西園寺殿の第ハ大北山村の北鹿苑寺のくく築ちのゆく
今ニ存するし土人いつ公経公ハ寛喜ニ年十二月病まりて出家
せしに法名を覚空といつ山時ハ第ハ家ちはの西園
寺家ハ院家の祖なり

治承寿永の間正位
下文治五年左近将監
兼因幡安芸権介と
居て四位に轉し建
元年中左近衛権中将
兼美濃介建暦元年
従三位建保年中参
議治部卿四三位に進
尋て民部卿に遷る貞
應元年参議を辞
安貞元年進て正二
位に叙せらる貞永元
年権中納言に任じ
尋で帯剣を授けら
天福元年祝髪

権中納言定家

わたのはらやそしまかけて漕出ぬと人には告よあまの釣舟

なにはがたみしまがくれにほふなりあきの夕の春の曙

ふるさとは吉野の山の白雪に
ふみまよふべき道もなしけり

新勅撰集恋三に建保六年内裏の歌合に詠ける

万葉集の

なにはがたみしまがくれにほふなり
あきの夕の春の曙

しらぬ長歌を和歌すてられし今此歌のこころはさてもこれ
人をおもひそめしはじめ其松帆の浦の夕なぎして日もあるかの時
や藻塩の焼こそ我身も彼あまと共にくるこれ
つゝすまるらし松帆の浦は淡路の名所しやうやうほのやの
たけなるし夕なぎこそ八日もあるかの時の夕なぎ
よりあり

權中納言定家の詠

定家卿は五條三位俊成卿の子にて母は若狭守親忠の女これ
美福門院の女房伯耆といひしかの花系物語に嫁して澄言
朝臣を生む澄言俊成に嫁せしを定家卿をもうけの名は光季
いひしを季光と改め又定家と更らまりしかとも時人

[illegible]の起こりは殿上人源雅行と争論に及び濁りて
雅行の類所批出せらるゝ越度ありて勅勘を蒙り殿上
籍を削らるゝと又後成敗なきなり涼き深もけうとりひ
たぬれらるゝ勅勘のさまく其身もむなしく暮れと後成敗
これ所ふひ敷所なりて居るが歎き職るよりけり
けうしのさまもまとれくかすゝ所なくやてそれへき
職るすゝ所奏せんれりあれを所盛りて定長始れる作せて
所返弦をそふ

あしかはやあれさてとりもよ大うのそくしりふる
かてはなく定家つよ殿上の出仕とゆるれり其は定家和歌
工なれとうりれど漢学好て詩をもくせれ其
餘りを射馬ふかの者藝りれど皆歌よりれ

それりりはそ羽院りる時定家つ所小所所よ召出和歌と判せし
めたひて勅詠りるハ汝とひりふ所よめすハ朕汝と重人する
故なりきれと朕よもうく和歌のりと批判する汝ち心の底ふ
りあれ残さすかりもとりとれを朕ち汝とめす
ちん心意りあり[illegible]
[illegible]
勅りりく源通具藤原有家家隆雅経等もる新古今集と
撰せりりよりあハ四季恋雑の部つ作出る巻所ハ古人の歌所
おりれりあ上皇勅詠りりく定家と隆の歌と巻所ろ入りつ
たりりりあり又承元のそあ上皇の仰りく當時和歌よ名りり
人ひて所して最勝四天王院の障子よりさく名所の歌とりり
たりつよ上皇りりく其りりひなひ定家のりあ

徹山

採用なきまでうち出でうち官位昇進いとくすすみのかりれば定家は
性質人に競ひくさわしうあらひ氣象かれとしく官職とうむ
やうに其才と自負せしめ出でれを常に不足のうみ侍り其父俊成
はこれを伝へて卿に出りまつはこれを正と伝み叙せしめ出でも拙者の心
是れ怨せすしく怨み懟るの詞かしひく述懐の歌ひ侍り
されとうの上にもすれとも人とたとうとうれり所はなにば勝ちばかりのうち人とは
はうの所行とうとせたまひ上皇うとうあのほうも法嘉堂はうりもの
やうくうとみ辱けたまうるの故に傍ら讒言すうのみられ
才學たらひかれとも心術すうとうす推挙むうとうあ
つうてハ私なうとうすうて且ものうとうく他人とえらぶと
以てうしハ其うとうに称すうとうね意の歌とうるを参れ

うとうく忍のうとうに面とうとせうみ定家のうとハ他人の撰しうのみ
へうのうとうずいうとうかれはりの流麗のうとうに尚びく意味際
きうとうに主とずうの人に勝ちうとうすうに歌に化うとうと工なうと
いく其歌のすうとうきさきに歌かも骨力に拙くハうわう
とうとうしなうとうらせたまうかのうとはねの上京はうハけと
うとみそのうとうに陳腐のうとうれさもたけ一叶の
所供ハうとうれりとうとうとうつのうとうに下拙ねうとうに拙
陵新勅撰集勅撰のうとうに定家に作りうとうに叶帝はうとうく
所位と譲ることうとうハけうとうに叶はうとうこと
業にうとうく成就せんとうとうれりとうとうで珠に力にうとうく
書つうとうなうとうとうく帝とうとうれたまひりれで定家て大き迷惑のうとうは
出とうれうとうす明月記の文暦元年八月七日の條に曰て撰集

つゝ春軸とはなさずして主上の大喪よあつまるゝ事ゝして大ゝ中
意はゝしかゝと其草稿をとゝめく益なゝ勅撰の草稿廿卷を
中庭よ焚棄ゝはゝと其日天禄元年十二月剃髪して名は明静と改め
仁治二年八月廿日八十歳にして薨ぜられ山上皇の御意よさうし
なゝるゝはゝるゝ歌のゝ道もおゝしく働くたゝしく當時諷
詠の道大ゝ興ゝく歌ゝ道ゝはゝ才ゝ定家なぞゝ
藤原季経僧顕昭なし博学の聞えはゝれも歌ゝ拙てはゝ友
ゝ遠ゝしう又定家ゝ家ゝ歌はゝるゝすゝ南面
の障子はゝしゝ遠く外をゝ衣は懸ゝ居てゝはゝ
ゝる歌人ゝ多ゝはゝ人ゝ心はゝ山ゝてゝはゝ
の時おゝそゝむはゝあゝてゝはゝ
ゝゝみゝはゝ歌ゝんと思ゝ叶ハ光白樂天の

故郷有母秋風淚　旅館無人暮雨魂

他ゝ詩の句ゝ

蘭省花時錦帳下　廬山雨夜草菴中

ゝゝ句ゝ秋ゝ吟ゝく歌ゝ叶ハ其ゝも其ゝはゝ
ゝゝ
ゝのゝもおゝしゝゝし又すゝ小倉山の山荘のゝハ明月記建永二年
四月廿七日の條ゝ三月ゝ嵯峨と以ゝ所ゝ今夜宿すゝ
ゝ宣憲卿ゝ
小倉山ゝ山荘をゝゝゝ

又風雅集よ

志のそんりのもなしよとうしのゆきのわうかれて久しき

又拾遺愚草よ

むすひ松とし秋のこのゝ[illegible]ハまよふの秋よりして

ねゝ寸息のお家つも老ゆまつ[illegible]ハ[illegible]ども中院大納

言しゆせしお家てらゝ[illegible]ハ秋ハ探るもう

くるめしうたはをもしゝ[illegible]老の身をうさやし

又キ山荘を嵯峨の家もいてゝ[illegible]

前中納言身まもてはお大納言あ系さの家よすゝ[illegible]

ねゝ[illegible]秋下野

やはらしゝ

たはゝまやぬゝしの秋のゝ[illegible]ハ[illegible]

又四ゝ集よ

前中納言定家とやゝ[illegible]嵯峨野の家の[illegible]

はゝ[illegible]

なゝ[illegible]

あ相

めゝ[illegible]秋のこのもの[illegible]

扨定家て小倉山荘ゝ百首の和歌を探りれゝ[illegible]世ゝひ伝ひ

説ハ東野州宗祇法ゝ[illegible]ハ秋古今集ハ通具有家定家ゝ隆祐経

等よ作下ゝ探りゝ[illegible]ゝ定家てハ又後成ての妻ゝ

つゝく其探よ[illegible]ハキ集なりてハ花やなる秋をめく入く実

なる秋のゝくなる[illegible]ゝ定家てんゆゝすりゝく小倉の山荘よ

隠居せゝれハ実なる秋ゝもと百首探ひて山荘の障子よ色紙よ

書くおさめゝなゝいゝ[illegible]秋古今集ハ建仁元年十二月

院の勅撰なけれども中きこゑ三年四月より其書成てなを
院内撰ばるべく或八外の歌仙かの人削なとしたひれを身月仙
絶くえ久二年四月より竟宴いはるべく承元二年六月仙人彼集をせよ
仙をせしかの俊成ハ右のえ久元年十月より奏をもれ和と彼集撰
定ようはのもし称の花宴のもも定家のんもそひしはうし貞
ふえ身ようんして撰をれるる詩歌撰集そろのんまうぬるなる
ろれるく はる暦のしちろ百人一首をなくるまるよいの
東野物の涙りけるきもし又百人一首仙文暦のしうれしより塗ハ
明月記文暦二年の條ろ
ろす嵯峨の中院の障子色紙形予よかく（さう）彼入道懇切なの
悠よ筆仙深くられと送る古来の歌天智天皇より家隆雅経まを
夜よ入く金吾よふ送ふ定家ろ記せられ明月

記の文かのろくかをそれハ歌仙撰りれまんけすそ中院入道
宇都宮弥三郎頼綱入道蓮生ようて為家の室の文しお蒙ま時
右侍つ督なるし瓜唐ろく金吾ようれるし山入道ようを
ろ紙の深筆仙形ようゆふつる書く夜入子息のあるつるさ
せく嫌れるるのかる一ぐ今の世る残ま小倉色紙の形る大わけ
けるひハ及古のしかるれるけるそ彼仙の下書そやを
りんりし百枚なるを為家ろ紙足利の叶礼せられをあ
しる重宝の一世と心せんるもるるかしして東野物常縁字紙
けるく半仙けるけたよ彼ま書ろんるるる山らのの
けるひるたく今も残るく諸家の重宝しなるるる一枚定か
つ仙の記録仙明月記しろ名つけれるるハ或時仕吉の仕ま
らまるよ汝月仙なるまるよ仙の乃まるよ夢想と蒙らるよ

[illegible]
京極の西にありしを流れ黄門と称す人の家二條の北
[illegible]ハ拾遺愚草に
有うらく物のうちもひさハ人のすれなる庵の月かけ
又山家にてしのぶ花ちるよりハ風雅集に
定家朝臣家にて[illegible]家まはせ主人[illegible]経信卿
[illegible]梅のもとむすひつけ
[illegible]
[illegible]ハ兼好の徒然草にも京極入道中納言ハ殊ひく梅となん[illegible]
[illegible]京極の屋の南むきなる今も二本侍[illegible]
[illegible]梅南枝の[illegible]
[illegible]

明月記建仁元年の條に申の時ばかり九條に向ふ図書に八月廿
二日私に九條の宿所に向ひ夜に入て馬に騎て家に向ふ又積礫
集に大納言為廣の云我曩祖中納言定家明月記の日次を勘る
今日八病氣に逼て或八九條小倉の別業に[illegible]外北邊の
亭にして家[illegible]の北に出雲路の道祖神の社南に八幡
の社西に一条西殿[illegible]明月記に[illegible]又彼記に寛喜二年
十月十八日日来寒風甚雨に依て病せず北邊の小屋に病すと
[illegible]又正徹物語に曰く定家卿母に[illegible]
[illegible]ば家とて秋風吹[illegible]
[illegible]に定家の一條京極の家[illegible]
[illegible]
[illegible]

明月記によれば建永二年七月の條に曰く天明に退出の間去年より
養ひ来るところの猫放犬のあるを敵殺す暁のほど放ち出す年来これを更
猫は飼ひ来るしかるに女房は猫は儲けくはは昼夜これを養育せしかは
これは悲しむべき人倫なりと衣の中に隠し他の
猫は時々帰来つるもまた猫はなるべき荒れたる屋四の壁全
く隣家なるべくしてこれを殺犬なるべくしてこれを殺
定家は著述の書は詠歌大概雨中吟未来記万時題註密勘偏案
集毎月抄源氏奥入等の家集は拾遺愚草冨貞外記明月記
は其家の日次の記録なり此外なほ多の奥書は書はまたこれ
皆ほ人の偽作なり奥書なるは民部卿の唐
名なりまたの子息を為家といふ嘉禄の初藏人所に補せられ参議
侍従後に任中納言なりまた任大納言なほ任せられは嵯峨院の初と

奉りて續ほ拾集は拾遺は元年中に続古今集を撰せ也建長
薙髪して名は融覚と改めるせる民部卿入道或は中院禄つも称
なり建治元年七十八歳にして薨せる其子為氏為教為相等三
人ありて為氏は正二位任大納言なり弘安八年剃髪して覚阿と号す此
と二条家と称せり其弟為相は兄のある氏とも欲すこの名なり
は為相の母は安嘉門院の四条なりそなるこれ家のは書
そ為氏は継子なりしかるに為家播州の細川の庄より知行
所を嫡子の為氏に譲ることなりしかるにはあの殺ほあの細川
まれは彼細川の庄は為相にあるこの寿文と書く譲状
はある家は没ほなるこの為氏為相彼庄をいかるしく不和に
なりれは為相の母剃髪して阿佛とせしかの鎌倉に下向すると
将軍家に訴へ出しに為氏の譲状は彼庄を為相の

有ましかれども先考不和にして為氏為相各一家を立つ先の為氏は二条家と号し茅の為相を冷泉と号せり為相の母は阿仏尼北林の禄尼と称し女なれども才学ありて為相をたすけ冷泉の一家を興せり人の作る十六夜日記一巻あり亦細川庄の記あり鎌倉へ下らむ時の道の記と其時東海道の大井河をよめる歌よ

おりしもいとゝやみのよはあはれなるかの名の橋ぬれしぬらくと人の身に積りてもあるよ先の為氏は曾祖父俊成の傳来の二条家の歌道はつぎて正二位権大納言に任せれ才思秀逸うは連歌にもよくし俗難題の歌をもよみて其名あるにより亀山上皇の勅撰をしく続拾遺集を撰し弘安八年に剃髪しく法名を覚阿と号し後五年にして薨せり其子為明

父祖の業はつぎて二条家正統の歌人なりしは正二位権大納言にして新に撰集続千載集を撰せり亦宇多上皇の勅を奉して嘉暦四年剃髪して法名明釈と号し建武五年八十九歳にして薨せり其子為明二条家を相続して歌よみの名あるにより続拾遺集の撰者たり時に四季の部を撰して病死せり亦勅撰よりて其弟なる頓阿法師をして恋雑の部を続撰せしめたり為明の子息早世せりして二条家の歌道断絶せり

家隆てうしめうの内
ゝ位せられ従二位
ゝ俗本に従二
位と侍るハいやう
かうまいてと世ゝ壬
生の二品ゝ称し

従二位家隆

風ふくなゝの小河の
ゆゝ敷ぬきそこうよろこの
ゝ

新勅撰集夏部寛喜元年女院入内の時屏風ゝ
ゝ女院ゝ十ハ光明峰寺摂政道家公の御むすめ
ゝ御入内のは後堀河院の御后ゝなられく
藻壁門院ゝまれゝ歌のこゝろハ涼きかぜゝ
吹てゝゝ猶のゝの茅ゝの小河のゝ
ゝなゝの小河の名ゝれをいはゝゝ風ゝ
ゝ秋の中ゝ月の末ゝすゝのやゝ
ゝ川ゝ月の末ゝすゝのやゝ
ゝ橘の小川ハ山城の名所し

従二位家隆の話

家隆卿ハ壬生の中納言光隆ゝの第二子ゝ母ハ大白王大后宮亮実兼
のむすめし家隆ゝ寂蓮法師の婿ゝそうしゝ若き時寂蓮ゝ相見せ
らるゝく後成ゝの家ゝ初ゝ出ゝとなゝ後成人ゝゝゝ家隆ハ
ねの世ゝ歌仙ゝなゝゝ人し和歌の故実難義
なゝしゝゝゝハゝ侍ゝゝゝ

「なんの業門を
出くくるとた井
門とりかくば
れいくあせる
きくくくて
きくくくあり
かくくくくる
いくけくる
なり
水のいてくむ
ゆるけ
かり
くくくれ

問ふして除くん感せ給ふ果て歌仙ならく其名をけし
定家ともよせう称せ給へうは時は京極殿家隆と對し奉り當時の
歌人は誰と第一とすべきと作せ給ふ家隆つゐに辞もなくて
さすがに中々なりけるかくん中世中をけよりれは京極殿はく
とおきうとせなひりれとてこそ紙と義とやうて進
せられうのたうこそ流すと歌うてけう
明とは文治のせんはるあてまの月のをきのは
より一生あつのことなりう家隆卿殿のうに作ひけんとて
きこもけすけとう歌のおりうて書おきてかたし
ふうう用意の除きけうひなりう十割おようれう人定家ても
勅を奉りく集を撰すは八月も家隆の歌と多く撰金しれ
う其頃よ推重せらるるかのうしうう又はそ隆

は京極殿よとも申ひりは朕歌道学ぶんと欲す誰をはるもんと
作せられと家隆はすめなるく人は當世の人麿と作りかと
奏せしう元久年中上皇の勅に奉りく直具等しする物
古今集と撰せられう素より上皇よ眺近せ給ひ隠岐うに
されるせるはも遠所より題と賜りく歌をとるはめなるふ
隆は一代のうちよ歌を多のうるる人そ凡六万首ありう今作り和
十う一も及ぶす其家集と玉吟集も壬二集もいう西俗がいり家隆
つの歌は詞きくうりうる風体とうくれう定家て太意賞
して新勅撰ふうとして家隆のうる物多くいらもねど古室作そ孫
の作うて姿はうて恐也はけんしうや又西行法師の音ようこれう
ようおられて歌とおかりくこと十ら番うてひ市堂殿法の歌会しうん
つけくうこれ紙とはぎくく慈鎮和尚よ法書とたのく後鳥羽の剃の

詞書せず又一巻ハ宮河歌合とぞ申し侍る。因し番ハ侍らし
定家卿の作なりし時判の仮とう申諸國修行の時も供奉
て身とゝなりこゝろけを家隆卿のさゝめ侍て坊城の俊成卿
婿になりて因宿せしれるよ侍りくやうしハ因位ハ往生の期に
近つきけるゆゑ歌合ハ愚詠とあつめ侍れも秘蔵のうゝし末代よきな
ほゝの歌ゝみハ侍りきしおもしろ侍れをこれを附屬しなること
いひく彼二巻の歌合ハ侍りけら無り家隆卿ハ重代の歌人にて
侍りしかとも人よりすぐれ侍りし新古今の撰者よりも重代の達者
なる定家卿よりしく其名と聞せ侍ハいかゝ彼二巻の歌合ハ
宰相の局のりよ侍りくれ侍りしや所當澄の歌合の表紙に
うゝ侍りけゝる
花はとゝもすゝのよせゝくり枝の初よりうゝ

俊成卿

花はゝくもすゝのまなれをゝもゝけよ初のゝとゝる
又二首侍りうゝれる
同卿
雲をおゝしちきりかゝるゝ
遠のさゝりうゝとゝもちゝけをゝ人よ
藤原定人
とゝの浦ゝ志ほゝうゝれ雲とハうけゝもの波とけゝる
さゝうえてんのゝひしけゝ侍りあ先ゝゝゝ
家隆卿七十七よりれる年七月七日九条内大臣のゝく
ゝゝれり
おゝひゝやかなゝうゝの月のゝ月のゝのなゝ
さゝあくゝれゝの波ゝ侍りんゝ

又松殿僧正行意疾篤うし比假寐せられる夢に信貴山の毘沙
門天に参りひとりの神人に逢ひて彼神人の意の名称唱へ言
葉称唱へたまふに其声心耳に徹すと思ひあれとりたの
病悩に愈ぬ其後ハ建保年中九月十三夜禁中の内宴に家隆卿の
とをれ

かりつきの十日ばかりのそらのけしきすみわたれ
る秋かなしうも又家隆卿ハ
嘉禎二年十二月廿三日病に侵されく利剣名称佛性とけあて
やうく津國に下て天王寺に参る所に夢に
ほうに弥陀のかたちに現して他なく念仏せよと申るる四月八日
七首の歌を詠ぜられる
ちぎりしのちハかりはのうきはのうらをなかめわ
なくはのうきはのうらをなかめわ
なくもの海をそなたにあてなかもとをもはるかすこの浦の
うのかなのむちひいらのあのそちすのとのくもたくさ
やうちてはるかなるのむの法ハうとてすく人世のちらひよ
うとりのうとりなれはぬるもなかはのあなうもしは
あるさ十ひとてとうなんくちひれかん
かくとうぜまさあるふとすあるかをつる
かくて九日まうの其期とし国の切の端座合掌して終に逝ぬ
かそうとも安置せうりれく只今生身の佛ま迎しなうんすれと
かそうとしなうとうれりるさてつてもはけうとうもうなし
ちやせれりる今年八十ぬかうしねせんとする村に家隆卿の墓とさの
きく碑をたてて碑文ハ享保六年に安井門主大僧正道恕のつくれ
ゆうて家隆卿の子と隆祐とのて後四位侍従とそうれも和歌とうく

せ給ふは定家卿にようて曰く隆祐壮年の歌はろのごとく
なる殆又の家隆なほ及ばざるべき年とりてのち歌はうてくろのゆゑ
似すべきもなきよしと隆祐きてくくしてまた曰くもろしはいかうまうさ
き時の歌り撰ばれはさて又定家家隆のごとく賞ぜ給ふ
亡室祐ろくもれらく果てくせ給ふ嘆くとろ

所謂八尊成高倉の
院第四の皇子母八
七條院治承四年七
月十五日ようれんせ
給ひ建久九年正
月十一日皇子為仁
親王太子ゆ
給ひ即日所位を
ゆり渡せ給ひ隠
岐國へ遷幸ありて
顕徳院と申ねよ
ばれ給ひ崩御

後鳥羽院

人をとしのこゝろ
あらしの山の
あはれより
ものかな

続ねはれ集雑中より題しらず
いかさまてハ人とかしもひ人をとしめくもの
るうゑよりもまさるなるこゝろ世のかのこゝ
やうやうなるひとするなれこゝ

後京極殿。
家隆ゝ
当時の
同れ
して
あり。
如意
そもおうぐ
只埋ばゝ

後鳥羽院の御

治承四年二月平清盛のとりしきて當今高倉院御位ぜ東宮言仁君ゝ御せたまふ此東宮を生おかせ給ふ母八建礼門院平の徳子とゆて太政入道清盛の女なり東宮ぜねゝ安徳天皇とゆ志ゝ今年清盛都ぜ摂州福原ゝ遷され其費莫大なり同年八月源頼朝至ぬゝ兵ぜ起すこれすなわち去年伊豆ゝ流さるゝ文覺上人のすめよりて也形勢ひろまる上京ゝ藤原光能ゝよりて院宣をうけ北條時政佐々木秀義等ゝすゝ謀反ゝ土山木兼隆ぜ討ゝ兼隆力盡く自殺すかくて形勢相州石橋山ゝ軍ゝすゝ大庭ゝ郎景親大軍ゝ率て来ゝ戦ひれゝ形勢軍敗ゝ

箱根ゝ奔ゝて箱根ゝ籠ゝ富山重忠も源軍ゝ降ゝれゝ形勢の軍威ゝ張大ゝ盛ゝ清盛ゝ城剛く惟盛忠度知盛ゝて頼朝ゝ討ゝ平軍ゝ戰ゝて敗北ゝ川源義経奥州ゝ黄瀬川ゝ至ゝ先形勢ゝ面ゝれゝ十二月頼朝相州鎌倉ゝ新館ゝ造る翌年養和元年閏二月高倉の上皇崩ゝ翌年閏二月平清盛薨ゝ翌年九月木曾義仲城長茂ゝ信州筑摩川ゝ戰ひ長茂敗北ゝ越後ゝ逃ゝ平家義仲ゝ金洲ゝ平軍敗北ゝ義仲師洛中ゝ入れゝ平家安徳帝ゝ奉ゝ西國ゝ奔ゝ高倉院の皇子尊成親王四歳ゝて位ゝ即せ給ふ是すなわち後鳥羽院ゝ今年九月平家西國ゝ四國ゝ奔ゝ十一月義仲法住寺ゝ焼猛威ゝ振ひ朝敵ゝ成ゝ京都の貴賤大ゝ苦ゝ

元暦元年四月

頼朝これ怒て義経と行ろ〻義仲と共せ〻義仲亡ぶ
津に敗北す同年二月平家摂州一の谷に城を築き兵士十萬と聚
む〻ひ〻けるを義経これを攻る同年九月平家範頼
備前の小島に戦ひ平軍破る文治元年二月義経
兵船率て矢島の皇居を焚同年三月長門壇浦に戦ひ大に
平軍を破る宗盛清宗等を捕れと安徳帝入水し給て
平家ら〻亡ひぬ今年五月義経生捕る所の宗盛父子を
鎌倉に赴くに頼朝梶原景時を遣て義経を勝越の駅に
迎へ鎌倉に入らしむ同六月宗盛父子を江の篠原に誅す同日義経
伊豆守任ぜらるる彩色土佐坊昌俊を系て法皇に行幸す
昌俊都に入り義経の堀川の第に襲ひて敗れ鞍馬山に
奔る義経の家人昌俊を鞍馬の山奥に熟て都に帰る義

経昌俊首を斬る六條河原に懸る同年十月義経を討んと彩色大
軍を引く駿州黄瀬川に到れり義経の妾
静を和泉吉野山に捕へ文治二年三月頼朝静を鎌倉に召て義経の
あるを問ひ給ふに実なりと云ふ所の実を問
ひ給へども静を鎌倉に留めらる其後彩色今は静を都に送らんとす
頼朝の妻政子静に舞の上手なるを聞て静と
めくるの義を宣ふと雖も静これを辞て病に称て
出ざるを頼朝これを強て或日頼朝政子と共に
詣でらるに静を召て舞を奏せられ
止ず彩色其命を辞ひ舞ひ
して貴賤もよこれを感し
恋しき人の詞を義経の
鎌倉の繁栄を

れを頼朝我今日沖に渡て幸洞ヶ嶽と云ふ怒
鬼うくを中つる事怪くしいつれも近習の人々も城しかひりよ
汝よ頼朝よりひくやさきも石橋山の軍の時ハいつ伊豆山よ
ゆくく君の安否ハ如何ほうかれく
そしりきこれ以ハ今ハ新宮と共に君ハ何ひて知い
献せすいかあきうんすく姿も同ものとのあるすハ負ハの
ものとハ行すやれと頼朝ハいあ何むつこうて衣ハ
ひとく新よりなりかりうまの懐紙のうなりれ新宮ハ
鎌倉ものあて其るとすあ男みなしはこれ以ものしなりよつはし
命せれりる月清く安達新
ら即ちくうのあと言せあ當年九月ハ新宮ハ
聖三年の春義経ひうよ奥州秀衡ハ館ハ赴んして近士十餘人

共ハ山伏の姿ハ奥州ハ赴る同年六月頼朝先ハ安徳帝入水の
時宝剣も海ハ入れを西國の海人ハ命して探しむ
ものハ出すして中ハ同年四月頼朝ハ京大内ハ修造せる
九月三月伊達泰衡義経ハ叛き其弟泉の三郎ハ義経ハ従て
これ以殺し同年閏四月泰衡義経を攻くこれ以衣川の壘ハ敗せり
今年八月頼朝大軍以川くく奥州ハ到て國衡と戦ひ國衡軍敗北て
戦死しれを同しき九月兵以すあく平泉ハ到て泰衡を討泰
衡厨川ハ奔る時泰衡ハ家人河田次郎主以殺しく陣ハ裏
羽巻く定つる故十月頼朝鎌倉ハ凱陣して其ハ建久九年二月
當今ハなる院御位を太ハ仁君ハ譲らせたまつこれ則土御門
院これ以なる後ハ太上天皇てやてるね殿ひ白川殿ハ
たまつる皇子正治元年四月頼朝薨せれを嫡子頼家二代の

将軍ゝ建仁元年はゝ和上皇和歌所と定めたまひ源家長と悦
園ゝゝく藤原清範四ゝき秀能明月記等人ゝゝ又詔ゝく
通具等ゝく新古今集撰せしめたまふ元久二年三月当今土
御門院十一歳にて元服したまふ承元四年十一月当今御位を御弟
守成親王に譲りたまふ順徳院し帝位時御年十九
歳にて御失徳のゆゑいまはゝ上皇守成親王と就受
したまふゝゝく御位とりのめたまふしかれども土御門院を祇
院ゝ称ゝなる上皇ゝゝ政務とりしたまふ
こゝゝ先ゝ上皇ゝゝ殿白川殿なるおりまし又小弟ゝ離
ゝとたゝしたまふ我きゝなしたまひ給ゝゝも御
風流の御道なりしゝ又上皇御鞠も無双の御ゝゝく承元二年四月
七日ゝ道の長者ゝ号しなる人ゝ按察使泰通ゝ前陸奥守宗

長朝臣右中将雅経朝臣なゝ連署ゝく表奏されゝ上皇
武ゝ奏好きたまふ御性質なりれゝ刀剣好きたまふ
ゝゝゝゝたまふ時の御相撲八九条太政大臣信公二位殿大
宮中納言等のゝなりゝて正月ゝ十二月ゝまるまての番鍛冶
ゝゝあたひ後前則宗粟田に國安其外名匠鍛冶ゝも御
刀ゝゝあたまふゝ隠岐國へゝりたまふも彼ゝて十二月の
番鍛冶おうせたまひ御ゝゝたまふ刀の御銘を助秀く
きたまふて菊一文字の刀も御ゝゝ又御刀の御銘ゝ引ゝたまふ
なしゝゝ御代ゝ交野八郎ゝゝ強盗の張本ゝ今はゝ
たゝゝゝゝ北面のゝゝ御ゝゝめさせゝゝて
ゆゝく御手ゝゝく御自めされてゝのゝ御沒せられゝ彼
奴ハ究竟のものゝくゝものゝ罪御ゝゝて責ゝ

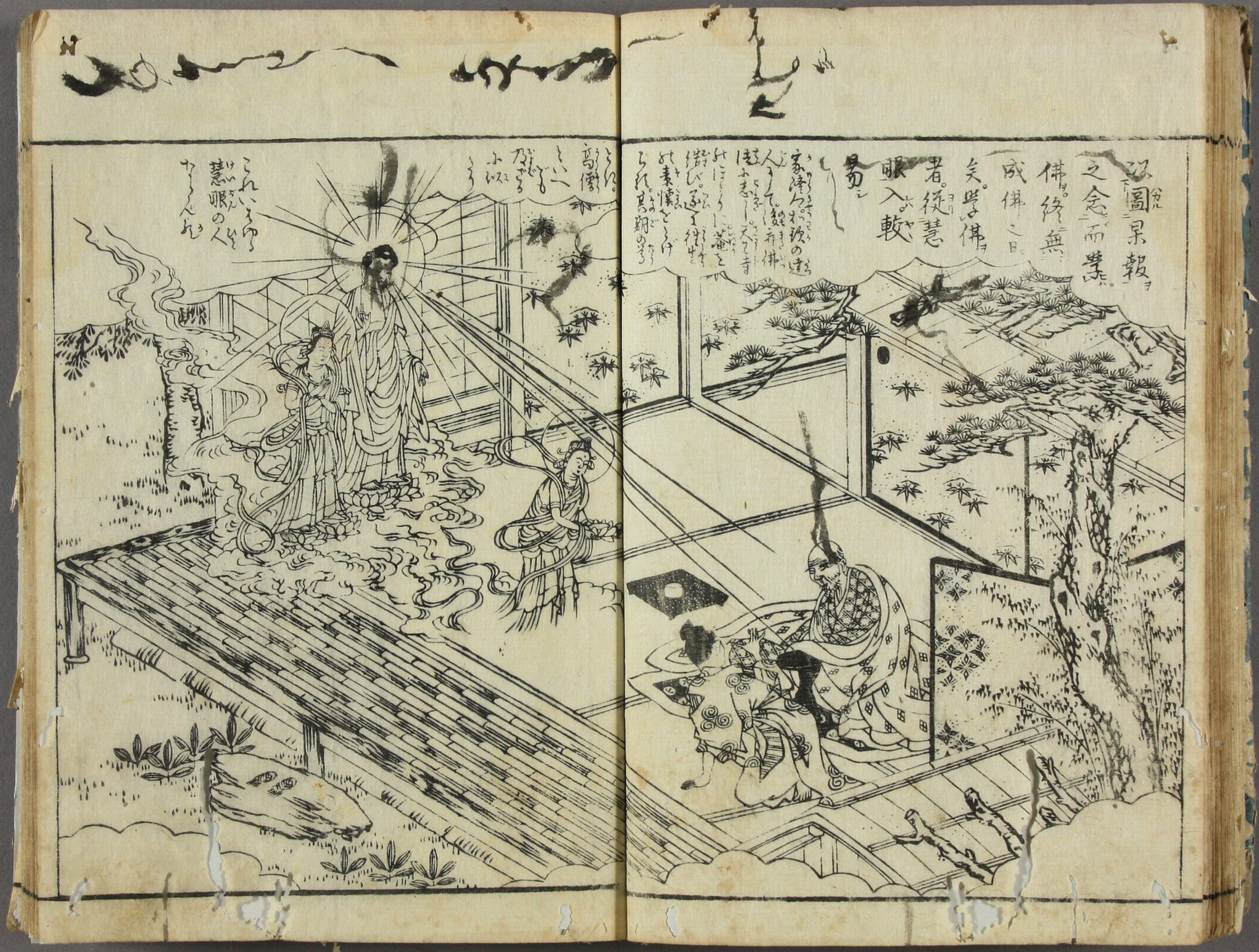
以圖呆報之念而業佛終無成佛之日矣學佛者從慧眼入較易
家淨名ハ我の遠人ナリ我ハ佛ほとけ法ふまつ天竺寺ハ
ほとけ法ふまつ菴を
樹び遂て佛生
ハ素懷をとげ
られ其朝の
高僧
とい
ふ
これいとも
慧眼のく

[illegible]ちうひくふそくしてもうしめんとうれを所存の上申こうし
擢とうせたまひく所侍りけるうえ其時彼八郎十郎のうちうめれ
うふせ御食へ引くまかりけるめしすくいうほうの奴うれ
けるさやすくハ掘めらるるうえ所存のうえハ幸来
そうてもうひひる其物とうすぶ山まうれよハてすくんと
近つけすいさひも北面のんく向のくひつけるものねすえ
ひうそうしう所寄なしせもりぎいく所存掟のひつす
おうしけるちやとへきうひひ船のいはもあ重うのは
きうふを扇なとりせ所存れ落る所侍りそおりせて
所すくく所おうてひひつくをかしんまうせひつう運つき
力もくく見えいくいうも通るへく見えいうてうめらるひひ
めうやうとうれを所けるうもうておの上めり侍上やり

なうとてゆうれて所中間よりかうねいうゆうの時ハ烏帽
ふけいうるるくけげくるるくけ上めれ
うとうう又寄ハ主道のおうるくりうくうめうて再真
なうれておけうめす所んけうるや所侍の時の所製も
おくやうのおうるもるけく直行せうくんようもん
かうしうまうせたまくりるる承久二年四月上皇ハ企けうて鎌倉と
亡さんと謀したまうるハ上皇うひく鎌倉の権威けうて[illegible]の
おうるう所憤うさまひ所讃の様白川院の方のようなひひなひ
北面西面の士ハ置せたまひ熊野よ幸しけるひ
りうふ信州の士仁科盛遠とうの者途中にて幸しけるひ
彼盛遠うの子寄十五なりうる容貌うけうくうれを上皇其色よ
ふんてさせたまひ盛遠うけく西面うけせめたまひれハ此縁よ

ようて又の盛遠も院奏せうもうよりよりて鎌倉よりれい執権義時
これ怒を鎌倉恩顧の士のゆゑ院奏ばかりいかゝ
こゝろ柳営の命を軽んずしてあるに盛遠う領地を没収しられ
上皇義時より勅〳〵く其地とかへし與へんとたゞ義時これと
背ひたもゝ又上皇寵愛の白拍子亀菊と摂州長江倉橋の両
庄とをかりうるに鎌倉より置ところの地頭を亀菊
きる故上皇より訴へなる上皇又義時より告く地頭没め易
たゞ義はられ拒み辞く地頭のゆへ故幕府頼朝の
忠ゆゑ定め補すところよりて狂せる罪なきれとゆく没め
かてひとられ果さてる〳〵上皇義時を恨〳〵
大うなりにしてあり鎌倉と也さんと也ん院先帝土御門
しゝうゆめなりてもあわれまりす其上三浦胤義等の在京の士

しゝうゆ志ば上皇より通て京都の守護伊賀判官光季を殺すこと
〳〵く院宣ば発〳〵く兵ば五畿七道に名こゝろ押松丸〳〵り平政の早
足のものゝく院宣を持〳〵く鎌倉より武田小笠原千葉小山宇都
宮三浦葛西等の一族を催促す時三浦義村上皇の招に應せて
義時より告く義時大より驚き二位尼公の命〳〵く群士を募
けるは鎌倉より〳〵のさこと〳〵尼公の館より馳あつまる尼公簾
の中より〳〵く軍ば問〳〵より奏時曰く今鎌倉の小兵彼大敵より
かし遠近の兵ば募りて開ば足柄笠根の二道より構へ官軍の下向と
行く戦りんとうしと時又は廣元曰く鳥合の兵なのもよりすし
兵ば集〳〵るより数日ば費す間より官軍四方より起〳〵と大るとんたす
やうる兵ば寄せて戦りんより志〳〵たし衆議決〳〵りれと義時
す両議ば尼公〳〵く上洛せんと官軍ば敗とうる

〜速に都を発すべしと申されければ時房泰時十万餘の兵を率して
東海道より武田五郎信光小笠原次郎長清小山左衛門朝長
結城左衛門尉朝光等五万餘騎を以て東山道より武蔵国に
向結城七郎朝廣佐々木太郎実信等四万騎を帥て北陸道より
進む東軍凡十九万人ひしめく集まる上洛すべき官兵ハ林川
洲俣市脇等の若狭守護東兵所慮る時房泰時おきのよ諸城を
抜く都を出られをはる羽上皇大内周章したまひ山田次郎伊義
左衛門尉を以て叡山の衆徒三千を将として勢多を固しめ甲斐宰
相朝俊伊勢前司清定佐々木判官小松法下として二万騎を以て
宇治を固しめ帝と上皇叡山に幸したまひ近き東軍泰時
等宇治川に向ふ官軍橋板を剥ち乱杭をかまへ矢倉を掻
河を堀て待ち懸る時大河の水を両方に分て流れ波浪荒

〜て人馬を流せども軍兵ひるまず其身先
河を渡りて芝田橋六郎義信佐々木信綱等魁して城に引
数十万の東軍歩騎ひしめく寄せ来るを防ぐ
れを防ぐ山の宜軍ハ陣勢ひ壮しく矢石を放
発〜れを東軍狂傷甚多しかるのみ
計りの河踏こえ岸に上り鬨ひりて責たるの青侍ひの
者天地を動す官軍らあきなくひらひく
あ河等の軍兵ものの乗く寄せ打く官軍の大勢
佐々木廣綱筑後の知尚等悉く討死残兵大に潰えり泰時
叶房たちの落中八波羅に上り餘黨を誅り洛中の騒動
断して静まりぬ今ハ上皇鎌倉に亡しなまりんとこれし
叶ず梅宗使大納言藤原光親卿を相議せしめたまひる

光親卿ゝ召して其るの成ゝ敗ゝ知るゝ海内に献ずるゝ所
ゝ切なるゝ所ゝ上皇一金を出ゝ
ゝ内に用ゐなきゝは今ハ止ゝ所なゝ命を授ゝ陣中に
在りゝ城軍破るゝ後東軍これ捕ゝ殺害せゝ上皇の
宮中に黜撿せゝ時なゝ光親のゝけらるゝ諫疏数十通とん
でゝくゝれゝ義時ゝ義時これゝ光親のゝれゝ
今ゝの企とゝ
ゝと殺せゝ海せゝかゝて洛中静謐の後諸軍鎌倉に凱陣
れゝ今年七月当今順徳院の御位を廃ゝ
國ゝ遷ゝ順徳院を佐渡に遷ゝ上皇の御に雅成と但馬に遷
れ仁親王と備前に遷ゝ定めゝて北条義時ゝ
院守貞の御に茂仁親王と御位に
院し土茂仁君ハ高倉院の御孫ゝて御母ハ茂子陳子ゝ中納言基家
つの女なゝれゝ時ハ天子の御譲位践祚の御ゝ
ゝ鎌倉に
ゝ義時のゝ
ゝ上皇と
先鳥羽殿へ
数万騎の勢を相具して院の御所四辻殿へ参ず鳥羽殿へ
へ奏聞ゝれゝ上皇ゝ
ゝて儲けゝ
ゝ御
出車に取のせゝ遣ゝ謀叛の者なゝ
ゝ武蔵太郎近ゝ参ず弓の芸ゝ御車の
簾をゝけゝ
皇も鳥羽殿へ幸なゝて内に入せ
ゝ武士ゝ四方に囲ゝ
ゝ常ゝ御傍に近つきゝ
ゝ上下ハ一人も

惟国々帝侍国のこと。
はるきこれのくらしにて。
影のくとかやうを
しる。帝一区にて
ふれと発し。
後鳥羽院上皇。
こと二年こと。
行ゆきのハ良ひと
仕せこしめう。
惟こと国
惟こと

更衣もましまして御一わりまず御ん御ほうあんを分御
なりて四月八日六波羅より御出家いうへきまゐりれハすれとも
御戒ひとめ[illegible]ぐ[illegible]流ろ[illegible]せたまひ御法名を良然[illegible]
まゐりなたちまちなかうまてさせたまふ御信実とめ[illegible]く
似せ給ふりなせたまひ御母七条院へまゐらせ
す御目もくれさせたまふ御こちしく御寡業の御后修明門院と淡ひ
まわしせ[illegible]く一の御車[illegible]殿へ御ぐしをあきなう御車
[illegible]せくるまを[illegible]せたまひ
たまひ新顔とさしむけ[illegible]せたまひしくまゐ[illegible]おりまし[illegible]
御ふるまく御ひ[illegible]御日ふれく絶入せたま
こと[illegible]し四十三日北条武蔵太郎時氏同掃部助時盛入道殿へ
まわりく隠岐國よりしまるへきの[illegible]鎌倉より[illegible]

奏す上皇もうしてう遠島を延年行[illegible]
已に御出家ひ[illegible]しかも遠流さてそ[illegible]
時氏時盛等まゐくかくやとゐれを今更[illegible]せたまひしくこと
[illegible]
実公[illegible]
[illegible]我身とし[illegible]
すゝ[illegible]の神[illegible]
[illegible]
御乳母つの二位[illegible]命の御[illegible]
[illegible]
下の[illegible]鎌倉より相[illegible]
位の局[illegible]上皇ハあや[illegible]御興[illegible]

供ハ殿上人ハ山羽前司重房内蔵権頭法花入道ハ
俗ノ道ノ法ハ入道ハ藤原長成入道左近ハ射能茂
入道并ニ伊賀ノ局白拍子亀菊僧一人医師一人
都ハ出ル事ハ小子ハ名ト思ラセ給テ年来ノ願
ハ叶ヒ小子ハ名ハ思ハ為ノ出ル事ハ
ハ思ハ為ノ出ル事ハ
ハ思ハ為ノ出ル事ハ
なりとむるせるとりてこれをあるまの事の
ゆるあるとれもとれんとてはるとせたまひくらいの
ふと思ひ出れの浦ふとうのあげを
やとはくしやうとはるのしるうの
とはすらしませたまてふれ物よ亀菊
自うけはさうはるのしのの物うれる

異作と伯者ノ法ひなり中山ノ法王ハ
はるといはくはるとはるとはるとを都ハ東ノ道
やとうるる
やとんぐるとうあくかひんもうの道のなりのきうれ
しはうとふるうかくるの教ハかるのるせたまるとせ廿七日吉重の
大濱の湊ノ法のせたやとうあるとはる
略ハるとまたまうくくこ尾こ峠このこ
七條の女院と法居修明門院と法ハ
女院ハ法ハのおるる
たうくるの清やくく法ハ
又修明門院の法ハ
ふるるめやうとるとの法ちうかるるるの

かくて帝母あれはかけはとゝせたまひし八月五日隠岐國に流
郡苅田のつゝせたまひ所とゝ屋敷設けて笠置の法の月
いつせさとゝろへ海山岸とひて風のまゝに
音のとけうりを
我こゝろハ秋なりよ隠岐の海のけもけ風にしてゝ
月せよ月のいつ月やんとゝろとゝるあるのゝ
かゝとゝせたまひてゝとゝるれぬ春なりれ都へ
かゝとゝく仏の祈りとゝるかゝたけのゝ春とゝ
遠近のゝ法なあやせたまひのゝとゝるとけてゝ
とゝの名とゝ帝神のかゝとゝなる
とゝやゝとゝの新のとゝあしく悔むとゝ神やほさん
とゝるゝ月とゝけとゝく夏とゝれと茅の軒悔るあのかゝと

とゝ法院
あやまちの軒とゝ月とゝ
かゝとゝほせたまひとゝ又悔とゝかゝあ
とゝとゝ法とゝ月とゝ春のゝ月とゝ
とゝとゝせたまひのゝとゝれとゝ
とゝと母のとゝとゝ例のいとの法母のゝとゝ
とゝとゝのとゝとゝけて都とゝの帝使とゝとゝけて隠岐の
帝衣とゝの帝会とゝのゝの帝とゝ隠岐の海
とゝの帝とゝのとゝとゝとゝ帝母七条の女院とゝ駕せ
とゝとゝとゝ上皇ハ帝母きゝの帝とゝ帝法とゝて龍顔とゝ
あてとゝせたまひとゝ帝なゝとゝ帝とゝとゝとゝ
とゝとゝとゝせたまひのゝとゝけゝ帝法とゝとゝとゝ

今はなりてくる月ばかりをば今のはじめとひろ
ひろめんもやうをばかの明一にまつりなせ
たまひしなり

八百よろの海もあまたあれどあまの釣
舟はてしなきかな

たまひし其所使とうらうせたまひしをば置
たまひぬ都よりれ所使八所毋きものみなすこうろうしの人こころの
たよりとなげくこかりこうの消息をもとごろんすることはの
所つ面つもなりてもなりたりて家隆つハ新古今集の撰者ものし
くらもつくつくる常の歌の所今もめれこうるむいまく
りたハせたまひんなれをこうる君はしくそのすこうしいま
是し巻うるくこうしぬる消息をあるせめるやう和歌の
の面白うすくまれうてつき今のりふと

せよなりつひうしあるとまくあれたんのやうこと
つけく奥ゐ

祝さあしくきもぬ四きて
上皇ハうれ所ばり流して昔のもの所今のやうこもれて
う神とーりまれまひ

はるかなるこきのの小舟の漢のうえんなりぬ船てて
こうしれおきのれやしーとりてあそこう
う海せうせたまうあれなるみあくよませたまひ所行と
うこうつめたまひて所后修明つ院の所うえ所せたまつやう
あまれがうんこ美うし

しかせ山ふうこハうをめんきくハかしと人をうて
かさしわうんもいけもやこうえんおきの所つ松ハこやし

世の中の乱れて
さまざまの儀ものしたり
筆墨けしてこそ
見てに思ひぐ〳〵
いくんや内けこそ
てをも今日昇
平とあぐ〳〵
見をもんて
おりんぢんや

かきつめをはらてもとりすてしかとの[illegible]
かくものとひきはすまゐよ年月はいたつらにもたまつる[illegible]
道なりれと都のなりゆくハ歌の題とはいとうれてへくの歌と
めのれりをは昔はりさしをくはくハ懐旧の情とれの
かなとのくはすす感慨のほとはかりこれ
歌はくをとれハ上皇はりの歌なひて利の河
をつけなをす

左　御製

人とはるまてあるはのもとの花のかをしの上のあをし

右　家隆

なをもとわるひとのうんをうつしてかをしの
又山家とのうをうつ

左　御製

利ハあをくはなをのやのの月すをまのをやをひさ

右　家隆

さひさはまをあをのやまをとをひやをすむをいちて
上皇はりの歌会の判の詞とをはなひくをあをはそひ
やんをうハををくをくはくおひをんハ今をををを

れと其所骨を大原の西林院に藏めまをす顯德院と中せしを
ねに治二年二月法華寺殿大原に造立て彼所骨ねを移すると
增鏡にまをすなり延應元年とし二月廿二日ふすまくれなせた
まひぬ所骨をは法成寺にいれ北面の人々ひ所作をつひ着
けく都にのぼりて大原の法華堂に今もむしの所骨の
三昧料にとせれてつとめて勤めずの法華堂に修明門院の所
法ふく故院もて所んにめたまひ小野殿をとられすして
もてれて又ねは愚昧記にまをく寛元二年三月十二日公家宸筆の所
書ねは白河院ねは鳥羽院土所つ院等の法華堂に献せしめたまふ
ひてねは嵯峨帝所位に即せたまふ又顯德院とはあくねは
とどの院し称をまを宝治元年四月に北條時頼ねる母院の初ねに
鎌倉の鶴岡に建く新宮と称をまを又まるのねは明應二年八月

津國小魚瀬にねる羽院の靈祠と建神号ねをらく宣命ふまる
天王恐まく思れて掛まくもかしこきねる母の院の靈祠まく
ゆまくまくまく

又うせはやまのしたもこれなり
これすみそもち上皇の御製しかくこころとゝめさせたまひしところ
なりゝ元亦の世をはこゝにたてゝ小平瀬の洋といふ
まつし小平瀬川ハ山崎の南廣瀬村にはゝ其西にあ平瀬山といふし
さゝハ津ゝ山城のさゝひかゝを歌枕ゝ或ハ津ゝ又山城ゝも
ゝ

御諱守成後鳥羽
院第三の皇子なり
御母ハ修明門院建
久八年九月十日誕
生ゝ正治
元年十二月親王ゝ
なりたまひ承元四
年十二月廿八日即
位ゝ承久三年四
月御譲位太上天
皇ゝなりたまひ
仁治三年九月十二日
佐渡ゝ崩ゝ御
年四十六

順徳院

百しきやもゝのさの
ちのつまあまりけ
もりなりとゝ

新古撰集雑下ゝ千ゝ首御集の紫禁和歌草ハ
建保八年三月の比ゝ二百首の中ゝ大ゝ内
御製のゝこゝろハ百數ゝハ禁裏のゝし帝の御徳のゝし
ろゝめさせたまひ紙ゝ軒端ゝ

さしう荒ぬるはあの一系しゆかのなるようてうの
草のえうもくもしのすれほなるし所代とうひあの
あるのいうもしのせのもしもしもしもしし

順徳院の話

さ帝ハはるねの第三の皇ようてましくるる又帝ことし所鍾愛之
れを承元二年上皇の所をうひとくく先帝土所つ院させる所又徳の中
うきるかはるるれ所廃くく順徳院と所位ようれ所ませれ四しき四
年十二月廿八日所年十四歳にして太政官の廳ようれ即位したまひ翌年廿九
日位之位藤原立ようれ女所ましたまつるようしに時鎌倉ようれ源実朝
将軍にして北条義時執行てうれを天下の威権鎌倉所ようして
朝家ハ所蔑ようしうれ所又上皇ようこれ所ふたくましい様ようし

當今所を幼かようまして故ようめてうし禁庭の政務ハ所ひうてうるよ
承久元年正月実朝ハ軍公暁うあるよ失りれたまひしハ今年七月左大
臣藤原道家公の所ようる頼経を迎てくるの軍くせうるよ四さ
ま年四月帝の所又ねるね上皇鎌倉ハ亡うるよ所ようめられし
ようし都の大乱とはるようるはるくくし鎌倉ようし又軍もうしく官軍敗
きられを當今の所位ハ御しまして所又帝所先帝なるもおく
遠ようれしまようまして鎌倉の執権泰時ようし相ようてうるよ
ようて今年八月廿二日當今順徳院ハ佐渡のれよ遷しまるよ
所供ようハ冷泉中ねる為家朝臣花山院ハ将能氏ねれ甲斐又たを情
佐範経朝臣上北面ようハ藤左情つ太夫康光女房ようハ右情つ佐以下二
人をうるうる所位ようハ中ありうるかくいはしまるも為家朝臣ハ一先の
所為足もやされすおうまるれりたいうあるあるうるうん又花山

太平記ニ曰
倭基奴ハ再び関東ヘ下向
有し時宿の名をとひしに
菊川と答へ義久の軍に
是親々実宜其業なし
罪に伝る国未一百
下らんし宿して
昔南陽縣菊水
らふ四日と云て
遠き昔の菊の
今は枯れの上に
成このうれやいと
きくうん一首乃
ふるを常の杯に
かれくれ
いうへもうれ
きくのしたと義久の
たまゝ流まて
義久記ニハ中略中納言宗行卿
中略平記ニ是紀と有
得てるものゝ
風俗通ニ
南陽鄢縣有甘谷
谷水甚美ニ其
山有大菊水挺
山上流下得其
流液谷中有
三十餘家不
復穿井悉飲
此水上壽百二三
十中百餘下七八十
名之大夫

院ヶ将能氏朝臣も病まうく路のほとりに住院ハ
おんこころにまうくて宸襟とかたもちれ
う所舟よめられりと甲斐左兵衛佐憲経やまひ大ク及ひられ
ふるのすまくちかくまりうして保養せれ
ぬと其病日ハ
ますくさうりほとり所よりかくしむ外しくなれて順徳院ハ
かくうけ所なくれたまりおりねもすて重ましは遠き海こと
らえく佐渡のむこうせたまふ松ヶ浦遠くしくおもひやの
せしものも駕輿丁よりて所へ
ふくやらも汝等ハ別ましかなはけなくさえ今日は
う明日とうし所別ましは情せなましは今暫しくとめさせ
おりまして叡慮のほとうおもひまいれ所遠ものの
もう都つのほとりよりけく長歌はつねさせなましは九條
殿へ歌せたまひりおくよ

なくたちて来つるかはせのもとなりう
九條殿ヶ所へはなりせまひりれをもとく数行の所なりよ
れさまひ考ての長歌はつ其及しまる

いとなくてつもせのやのうちにいそてはかはつき
其外彼國くよせなましは所製よりれも恐也はなは
ゆれしもをうしう仁治三年九月十三日佐おうく崩しなて
其ヶ所ヶ四十六年なのしとろねう寛元三年所首となりく大系の
法華堂の側ヶ納めをまりて百練抄ようく寛元三年四月廿八日佐
渡院の所首ハ康光法ヶ首ようく大系ヶ渡所なりせて
ゆりて五月廿二日ヶ大系の所墓所ヶ納めをまりてこれハ所又ハ
とねる院の所首をまりて納めをまりて帝佐渡ヶおり

きしけ時延慈院事なる院隠岐くかくしたまひ所領
大ふよ納めまるよしをゆめせなりしく
ゆ月のおほろの法あいくしく行すむ〳〵きうけ行ともん
とよきせなりうし帝所仕位の所時ひとの聰明よしくなる
からやまとの書籍ばかりませしたまひこと和歌ばかりませたまふ
れを所他の書も八雲所御禁秘おなじく又所集と紫禁和歌
草くれつけらる所集の外よ所百首一巻ばかり定家く隆の両点をもせ
たまひく彼人の歌詞もうひすく昔ようのこと天子の所勅
所堪能もあまたはりあるとこれるまるよほいまなる所すくちとの
おしまるよ帝の所製をうハすくこりしく所すくちやそしく
ちるたしくさとにはなの摸範とすつき所風体のよし或搢紳家の
説ばかり又帝後成ってをなりんなかいくしきけ道の聖ちはめされ

けるは八雲所御ふかせたまふ凡ようのこと道ふんくへすく
なしたく経信ちくハ西りちのはまなみ一ろれ様ハ別よばかりすたく
詞ばかすすしてゆりとひしちすきしこれをは道の塩梅
そひなそるやなく今の世の人ばかりきまるとなりて一定平懐ふ
いくるくるあ一後れ後成いはまるもうたくハうのやなかまの
さんこうい題ろうしれもものこまう又帝所ようろこハ土所つ
院ようもすくこうめくく価落なくようのまます所生質なう
れと所治世の間鎌倉よ對しくいきとほせたまるハばかりすけこと
所又はこれ上皇帝の所母儀明門院を所寵愛のばかりよいこと四年
こてまし所れ時土所つ院を廃くく所位よつけきせなまひ所ゆめ
汲勢といろひはよる鎌倉ばかり亡さんと企なりし所其ようりひこの
帝の所ようこ及ひたまふの所衆もばかりまる佐渡へ幸なりまし

さういさもしるさし其時中院と中なるハねぎ皇の御子なり
小土御門院と直号しまる去ぬ承元三年三月上皇の御さうしゝ
させ御ほやまらなく御位を御させたまひ御まみとの順徳院を
御位よつけさせたまひれさすふ御又上皇御うみまさせたひく
常よ又子の御中不快なりしはさなの御隠謀もありあつた
すいたりし故上皇新院ハおのく遠ゐまされたまひし中院よ
相てハ鎌倉よりもとかのおほよなをすくろのき都ちしおき
かゝせらをしとろよ中院勅諚ありハ承元のいらへ位を押さ
させたひしうの恨ほうすいも一度帝位のほりまされ今く
又上皇の厚恩し去うよ上皇遠ゐまされたまひ朕ひう都一
堵して住んよ不孝の罪のくうに朕も日しく遠國よ住へしし九
條禅定殿下なしひよ右大将公経ハ作せ作せ

作せ作せうされうよ二位殿左兵衛督右京權大夫義時叡慮の御沙汰ハ
感しまを御つさりくハ勅令なれいかみもすす土佐の国へ
ふしまをきさう定めを出てる中院ハ去年の春若ゑ一方まけさせ
なまてうこれハ御母承明門院の御兄土御門宰相中将通宗ゝて早世し
なまひしゝ人の女の腹よてきくれを通宗ゝの舎弟中院大納言通方卿
許よあほけ置せなものく母きゝ間十月十日春の旬万里小路の御所
御出立ほりく配所おもむせたまふ御外戚土御門大納言定通ゝ注
御車ほよせまうたまひ君臣たるひよ悲涙よむせさせなまふりは住ハ
お将雅具朝臣侍従俊平朝臣女房三人遠ゐ人うまれくるゝ御ち
すうるもあれなるもうけくの御ゝ土佐おうほうせまをハ
御栖所のほうよちひさてのしゃせは阿波のむへありせたうほよ
阿波と土佐と両国の中山ゝく俄よ大雪降出ゝ前なの通もうく

所興うもあやまりて上下の輩ひとしなみに興とうもすべく
いかなる事にか院所なるべきにあらせたまひ
ものもいはせたまひけるとうもぬるなくして
ゆゑさせたまひてうらめしがる番匠ども目をうち
ふれて侍次郎しるつけられたりける所供つきのん
類をよせて田舎にて造作をもせをる番匠をもめしつかは
たくさまうしまれを作れとあれうちすくまわりにこさ
きまうく斧鎌なを持てけるのまめにて物をも尽代
わう所興の前よりつきて火をもて供奉の武士もの
おそれ又焼失せしすれを借奉のもう院ふるかうなく
すうう所のひさせたまひひんを厳感浅うすして番匠共今大
切なうう所何をうれまうるかをうれは今は何ものなりとて

夜も明るれは所送るまの人も参て重て所迫の輩もくうしほ
者もる道にあるけるせくに阿波の國へなりたまひて
なくまもたまりかてはばのかの畑にりあるせたまひこの
所くくまく年月はしらせたまひ寛喜三年十月十二日
阿波國にかくれさせたまひ時所年三十七土所門院と号しまる
寺順徳院一所住所讃せたまひしねる所るは十三人
第二の所よ邦仁君次よ尊守道仁直四静仁最仁尊助仁助の七
法親王又正親町院仙業門院准三宮諦子なし三人の皇女
増仁懐仁の所備ゝおりせしよりて都へ土所つれ帰
ゆゑさせたまひて所母修明門院の所なりき大ようなりしるの
ようまもらせたまひしの院の所はう

兼久乃引き人と
なのめ前。土御門
帝ポ其の時
ずゝぶく使ふ人
といへ共其しらず
二帝遠鳴に
うはうまうされ
時。猶ひ帝乃
其まゝ
たくはれ
ざるを
都へ
まわらせん
もせに
帝と其然
を偽ることを
ばらちん
遠島へうはう
なし。風駕

ふかくざるふを
う。四条帝崩
御の時。
小条米はれ
天ごろひ帝
は皇子
慶宮の
てた
五の位
小道
まれ
吏孝の
大ふる
たりて
とうし孫
詩曰孝子
匪匱永錫
尔類

手なれこせたまひし所領及所々をめ都へのぼりて隠
岐ものゝ皇子皇子の賜せたまひし所々を皇子院の所領消息だにもと
れを今まで所領ゝえいけるせたまひすなけきう所りうせ
たまふしかうれし去るる去しし夏小元年の冬今上は坂けれ所
年二十二なせたまふ関白教実又子外戚の権を擅せんとある所
議位のゝ所促しまりれたしし止る所位をかりうせひ
二皇子なりしたまひ皇子秀仁君所のりとけうせたまふれす
なりたる保院なりたる仁治三年正月四條院所十二にて崩しれ
きひ皇子よりもきまりしは何ものゝ大とう所位をうけきんと
鎌倉の評議まちゝなりたる北条泰時の兵鶴岡へまゐりて園と
しれりれとけばゝくかれさせたまひし上所つ院の皇子邦仁君
山ろ定つまりまれと鎌倉の使者城介義景都へせのぼりて

申ける代告きんんすに邦仁君ハ承久の乱の時ハ所まゐる二四歳なる
ば所又土所つ院土佐ありせたまひし時母さの外舅源大納言通
方つあばけおうせたまひしゝ通方つ早く世何さまゐれば所相母
承明門院の所方よりれさせのひくみゝ二ゝ家しせれさ
いさゝ所の服もせさせたまふるしひのるゝ所ゝ鎌
倉の使者城介義景承明門院のおります土所つ殿へまゐりれて門ハ
薄所を扉ハ苦せひ拄も半ハ打くのれる所柄なる内ゝし
入くれを別ゝも草係て人の通ひ仕なし故源大納言通方が
養子て定通的なえ志れる烏帽子直垂て中門ゝ義
景ゝ對面せゝる義景ハ切戸の脇小畏ゝ友の所位所の院の名宮
所つぎうるまきゝまゝしたまふ山ゝ紙ゝ若ゝ
ひきかゝせたゝ人ゝハ夢のゝ恨ゝかりなさて

鎌倉の使者秋田城介義景出羽前司[illegible]義時の[illegible]の[illegible]
[illegible]番屋[illegible]て箱[illegible]せ[illegible]守護[illegible]
仁君[illegible]元服の儀[illegible]て一条左大臣良実公左中辨定[illegible]
良実公加冠の役定嗣理髮の役[illegible]元服[illegible]
[illegible]泉万里小路殿[illegible]せたまひ閑院殿[illegible]神璽宝劔[illegible]
[illegible]郎位の儀式[illegible]
[illegible]て左大臣良実関白[illegible]新帝[illegible]輔佐[illegible]
右大臣[illegible]公の女姫子を納て女院[illegible]冬十月皇孫源通子を追尊て
皇后位[illegible]贈[illegible]外祖父参議源通宗を従一位左大臣[illegible]せたまひ
十一月[illegible]大嘗會[illegible]帝[illegible]院の[illegible]孫順徳院の[illegible]
[illegible]せ[illegible]せたまひ[illegible]帝位[illegible]
[illegible]文帝土御門[illegible]配所[illegible]せたまひ

[illegible]神慮[illegible]せたまひ四条院世[illegible]早[illegible]
其[illegible]子孫[illegible]は[illegible]帝位の[illegible]
不思議[illegible]目出度[illegible]御[illegible]

百人首一夕話巻之九大尾

踏
[illegible]せ　天保[illegible]
世[illegible]玉代二十年は[illegible]
[illegible]や成[illegible]んだ乃[illegible]百人[illegible]
首乃弁ともに注釈し世
[illegible]ん[illegible]も[illegible]事行[illegible]
事共百首の中に中[illegible]
藤[illegible]ま[illegible]の[illegible]代弁

[illegible]人よりかたく[illegible]
[illegible]きあて望乃[illegible]
[illegible]共[illegible]もあ[illegible]ハと物[illegible]
[illegible]も[illegible]へ[illegible]事[illegible]
[illegible]も雅波[illegible]尾崎雅[illegible]
[illegible]やくよ[illegible]百首[illegible]
[illegible]人乃事[illegible]
[illegible]

[illegible]傳へて[illegible]
[illegible]名[illegible]物議人[illegible]
[illegible]の[illegible]ことは[illegible]年月[illegible]
[illegible]きよりやとそ[illegible]
[illegible]須河[illegible]雅波より[illegible]東[illegible]穂
[illegible]井田忠友[illegible]へ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
[illegible]書[illegible]

多話[illegible]
稿[illegible]
[illegible]
[illegible]志[illegible]
此年須[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

彫工

京都　井上治兵衛
　　樋口與兵衛

發行書林

京都　勝村治右衛門
　　錢屋惣四郎

東都　須原屋茂兵衛
　　岡田屋嘉七
　　小林新兵衛

尾陽　永樂屋東四郎

紀陽　紀田屋平右衛門
　　帶屋伊兵衛

讃州　本屋茂兵衛

阿州　天満屋武兵衛

談州　来嶋屋文藏

土州　系屋儀三郎

藝州　米屋兵助

三重市
郡古郷

屠岩雅嘉大人著

大石先生圖

天保四年癸巳秋新刻

心齋橋南壹丁目
浪華書肆　敦賀屋九兵衛梓
東都　須原茂兵衛